

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 5 回 定例委員会
日時	平成24年3月26日 自 15時 至 15時50分
場所	苫小牧市役所本庁舎 9階第1委員会室
出席委員	委員長 上原 毅 委員 鈴木 正樹 委員 佐藤 守 委員 佐藤 郁子 委員 山田 眞久
欠席委員	
会議録署名委員	山田 眞久 委員
会議録作成職員	総務企画課総務係主事 田中 亮太
事務局職員	学校教育部長 斉藤 章 吾 スポーツ生涯学習部長 松浦 務 学校教育部次長 田中 章 嗣 スポーツ生涯学習部次長 鹿野 定 幸 総務企画課長 戸村 真 規 指導室長 岩井 真 二 総務企画課総務係長 三橋 大 輔 総務企画課総務係主事 田中 亮 太
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1	委員会開会の宣言（上原委員長） … 15時
2	会議録署名委員の指名（山田教育長）
3	教育長の報告
	各委員の先般の小・中学校卒業式への御出席につきお礼申し上げます。今年はインフルエンザのために、学級・学年閉鎖が次々と続いたので、卒業式の練習スケジュールにも影響して、一部、卒業式を延期すべきかどうかと迷った学校も見受けられたが、予定どおりに何とか実施することができたようで安堵している。併せて、国歌斉唱については、大阪では職務命令を発して、起立しなかった教師には処分を検討することであったが、本市の場合はこうした混乱もなく厳粛に挙行了たことを、まずもって御報告申し上げます。
	前回2月15日の定例教育委員会以降の出来事であるが、5回目となるミュージックキャンプの開催、日韓青少年スケート競技交流試合、第5回定例議会、公立高等学校の入試と合格の発表、トヨタ国際交流中学生アイスホッケー交流会、小学生のアイスホッケー新人戦、24年度学校教職員人事異動の内示、長生大学の卒業式など様々な行事があった。さらに年度末になったので、各委員にも送別会等に御出席いただいていることをお礼申し上げます。
	それでは議会報告をさせていただく（以下第5回定例会における議論の概要の説明）。
	次に人事に関する報告をさせていただく。既にお知らせしているが、まず学校管理職人事について、御勇退されるのは4名の校長先生と3名の教頭先生である。また、市外に異動されるのは2名の校長先生と5名の教頭先生である。それと、2名の教頭先生が苫小牧と室蘭の教育行政職へ転出されることになっている。それから、教育委員会関係の市役所人事だが、部長・次長人事では、鹿野スポーツ生涯学習部次長が退

職する。異動だが、松浦スポーツ生涯学習部長が市立病院事務部長に、田中学校教育部次長が総務部次長に異動することになった。本市教育の推進にこれまで御尽力いただき、大きな力を発揮してもらったことに感謝申し上げたい。なお、課長職以下については、先般機関協議で示したので、時間の関係で省略させていただく。

以上で23年度教育委員会最後の教育長報告とする。本日は多くの議案があるが、よろしくお願ひしたい。

(上原委員長) 何か質問等はあるか。

(一同「なし。」の声)

4 議 案

第1号 苫小牧市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部改正について

(学校教育部長) 今回の規則改正は、事務局に新たな職を置くことのほか、総合体育館に指定管理者制度が導入されることなどに伴い、関係規定を整備するものである。

まず、事務局に新たな職を置くことに係る改正について、去る23日に人事異動に関する市長との機関協議に係る議案の御承認をいただいたところであるが、それを受けて、学校教育部に主幹を置くこと等を規定する改正が、苫小牧市教育委員会事務局の組織等に関する規則第8条の改正になる。

次に、総合体育館に指定管理者制度が導入されることに係る改正であるが、指定管理者制度が導入されることにより事務局の組織として置かれていた総合体育館並びに総合体育館に置かれていた係及び職を廃止することになる。それに伴う改正が、この規則の第2条及び第3条である。それから、職名等に関する規則、公印規則並びに体育館規則第24条の改正になる。総合体育館の利用料金を教育委員会が承認する基準を定めるための改正が、苫小牧市体育館規則第25条の改正になる。これらのほか、

<p>勇払出張所の副主幹が副所長に職名変更することによる苫小牧市公民館規則の改正、</p> <p>体育指導委員がスポーツ推進委員に変わることに伴う組織等に関する規則の第3条の改正がある。</p> <p>なお、これらの施行日は、平成24年4月1日である。</p> <p>(上原委員長) 質疑に付す。質疑がないようであるので、原案どおり決定することよろしいか。</p> <p>(一同「異議なし。」の声)</p> <p>—原案どおり決定—</p>
<p>第2号 苫小牧市立幼稚園園則の一部改正について</p> <p>(学校教育部長) 今回の規則改正は、就学前の子どもに関する教育等の総合的な提供の推進に関する法律並びに障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、それぞれ関係規定を整備するものである。これらの法律の条項の移動、用語変更に伴い、規則において当該条項、用語を引用している箇所につき所要の改正をするものである。</p> <p>施行日は、平成24年4月1日である。</p> <p>(上原委員長) 質疑に付す。質疑がないようであるので、原案どおり決定することよろしいか。</p> <p>(一同「異議なし。」の声)</p> <p>—原案どおり決定—</p>
<p>第3号 苫小牧市スポーツセンター規則の一部改正について</p> <p>(スポーツ生涯学習部長) 今回の規則改正は、苫小牧市ハイランドスポーツセンター屋</p>

内リンクの廃止決定に伴い、関係規定を整備するものである。屋内スケート場に係る
開場期間・開場時間に係る規定を削除する改正である。
施行日は、平成24年4月1日である。
(上原委員長) 質疑に付す。質疑がないようであるので、原案どおり決定することよろしいか。
(一同「異議なし。」の声)
—原案どおり決定—
第4号 苫小牧市体育指導委員規則の一部改正について
(スポーツ生涯学習部長) この度の規則改正は、体育指導委員について定めたスポーツ振興法が全部改正され、平成24年8月24日にスポーツ基本法が施行されたことに伴い、関係規定を整備するものである。主な改正の内容だが、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に変更されたことに伴い、規則の名称をスポーツ推進委員規則に改めるとともに、規則中の体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものである。また、第2条の職務に「スポーツ推進に係る体制の整備を図るため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。」という事項が新たに加えられた。
施行日は、平成24年4月1日である。
(上原委員長) 質疑に付す。質疑がないようであるので、原案どおり決定することよろしいか。
(一同「異議なし。」の声)
—原案どおり決定—
第5号 苫小牧市学校評議員の委嘱について

第6号	苫小牧市スポーツ推進委員の委嘱について
第7号	教職員の処分について（内申）
第8号	教育委員会職員の処分について（内申）
第9号	教育委員会職員の人事について
（上原委員長） 議案第5 - 9号は人事案件であるので、教育委員会会議規則の規定により秘密会としたいと思うが、よろしいか。	
（一同「異議なし。」の声）	
—原案どおり決定—	
5 協 議	
第1号	中学校保健体育科における武道必修化に向けた対応状況等について
（指導室長） 平成24年度から全面実施となる中学校学習指導要領の解説にあるとおり、武道は第1学年及び第2学年において全ての生徒に履修させることとなり、その運動種目としては、柔道、剣道及び相撲のうちから1種目を選択することが基本となる。ただし、地域や学校の実態に応じて、薙刀などのその他の武道についても履修させることができる。しかし、これは、地域で特定の武道が大変盛んであって競技人口が多いことや、全国大会などが数多く開催される地域であることなどが、その他の武道を取り入れる条件となる。また、その他の武道は、柔道、剣道及び相撲という基本の武道に加えて履修させることが原則であるが、特別の事情がある場合にはそれらに代えて履修させることもできるとされている。優先順位としては、第1の選択が柔道、剣道及び相撲からの選択である。第2の選択が柔道、剣道又は相撲の1種目に、その他	

<p>の武道の追加することである。そして、第3の選択として、柔道、剣道及び相撲に代わる武道の選択となる。</p>
<p>安全指導については、学習指導要領の解説では「安全上の配慮を充分に行い、基本動作や基本となる技の修得を中心として指導を行う。」と書かれている。</p>
<p>次に、本市における対応状況だが、柔道を実施する学校は、本市全体の80%に当たる12校になる。ちなみに他の地域の状況になるが、札幌市は全中学校が柔道を選択する。札幌市を除く北海道全体でも63.6%が柔道を実施すると、全道的にも柔道を選択した学校が多くなっている。</p>
<p>保健体育担当教員の有段者数について、本市では、柔道の有段者は20名と多く、有段者が複数名いる学校もある。一方、実施する武道の有段者がいない学校も、柔道実施校では2校、剣道実施校では1校ある。24年度からの必修化に向けては、教員を対象とした講習会や説明会が開催されているが、1月に開催された武道実技講習会には、実施する武道の有段者がいない学校の教員を含む15名の参加があった。また、必修化に係る説明会には、全中学校から教員が参加している。</p>
<p>次に安全対策についてだが、道教委では24年度からの全面実施に向けて各武道の指導計画や教師用リーフレットなどの指導資料の提示や配布などを行ってきた。市教委としても、指導資料を活用するなどして安全を第1に考えて武道を実施するよう指導するとともに、今後も学校と連携を図りながら対応して参りたい。</p>
<p>以上、武道必修化に向けた今までの本市における対応状況について説明させていただいたが、実はその後文部科学省から3月9日に、柔道事故の不安などが報道などで取り上げられていることを踏まえて、「新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について」と「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」という通知が発出された。今後文部科学省では、「全国の中学校で、柔道の授業が、安全に開始できる体制を整備するため、指導体制などの点検、調査を行い、改善を要する問題点がクリアされるまでの間は柔道の授業開始を遅らせることも含めた適切な措置を要請する。」としている。今後のスケジュールとして、武道必修化に向け</p>

<p>た安全確保のための緊急対応に記載されているが、市教委としても、道教委と連携を図りながら、今後対応して参りたい。</p>
<p>(上原委員長) 質疑に付す。</p>
<p>(佐藤守委員) ①子ども達は、柔道か剣道を自由に選択ができるのかどうか。また、選択が片寄ってしまうと授業ができなくなってしまう場合があるのではないかと。②武道を行うことは元々決まっていたと思うが、今回の先生の異動に関して、有資格者のいない学校ができないような配置ができなかったのか。③教員向けの講習会や説明会が実施されているが、講習の回数が1回程度で安全に教えることをマスターできるのかというのが疑問である。④有資格者がいるけれども、柔道連盟などの外部指導者との打合せを他の地域で行っているというのを聞いたことがあるが、苫小牧市としては柔道連盟などとの連携を考えているのか。⑤新聞紙上にも出ていたが、柔道着を着用するという事だが、礼儀とか受身程度でどこまで進んでいくのか。その程度であればジャージの着用でも対応できるような気もする。柔道着は必ず必要となるのか。⑥男女とも柔道を必修ということだが、男女別れて授業をするということだが、男子も女子もかなり体力差が中学校時代はあるかと思うが、そういう配慮はどのくらい考えられているのか。⑦地方によっては技（大外刈りなど）を禁止すると打ち出しているところもあるが、危険な技に対して先生方にはどのような指導をなさっているのか。</p>
<p>(指導室長) ①2年間掛けて柔道と剣道両方行う学校が1校ある。子ども達がどちらかを選ぶということではない。②有資格者の配置の件だが、私も資料を作りながら有資格者という言葉に引っかかるものがあり、あくまでも有段者であって、段を持っていないから指導できないということにはつながらないと思う。基本的に、体育の教員は、大学時代に体育の教員免許資格を取るときには、色々なスポーツについての講義を受けていたり講習を受けたりしているので、段がなくても指導できる、安全上の配慮をしながら指導できるということである。人事上の配慮は、本市のみならずこの学校もそういった配慮はない。であるから、今回御説明させていただいた部分は、平成23年度の状況であり、教員が入れ替わった時にまた変わるということになる。③講習</p>

会の回数について、今年度は1回だが、実は移行措置の時にずっと行われていたことなので、本年度の実績についてはお示ししたとおりだが、それまでも受けた人間もおり、今後もこれで終わりということではなくて、研修が足りないという先生には引き続き研修を受けていただくということが継続される。④外部指導者について、これは、指導室から、剣道連盟と柔道連盟の事務局長に以前お話を通しているが、各学校で外部指導者を具体的に活用して指導に当たるという計画を立てているところはない。ただし、今後指導していく中で、やはりもう少し人手が必要であるとか、もう少し専門的な見地から指導をお願いしたいといった場合に対応できるように、両連盟の事務局長には学校の要請に対応していただくようお願いしている。併せて、今の各学校の武道の選択の状況をお知らせしてあるので、今後学校の要請があれば、指導室が窓口となって両連盟のほうに話を通して、実際に講師派遣のお願いをして参りたいと考えている。⑤柔道着の件だが、受身だけであれば柔道着は特に必要ないと思うが、2年間であれば受身に加えて寝技や基本的な立ち技の部分は指導が入るので、そうなったときに上着の部分は柔道着でないと技を掛けるというのは不可能なので、やはり柔道着を購入していただくということが学校でのお願いになる。⑥男女の必修化の部分だが、教習ということで大半の学校は男女一緒に実施するのだが、実際のところは、男子は男子、女子は女子で組んで行うということで、男女一緒に行くことはないという事である。それから、体力差、特に体格の違いがあるので、その辺については、当然体育の教員は同じくらいの体格の子を組ませ、経験の有無について配慮をしながら、例えば基本的な組合せをするときには、小さな子と大きな子が組むことのしないよう、安全に配慮をすることになる。⑦技の禁止について、これは今のところ、道教委でも市教委のほうでも、この技は禁止するとかの制限はない。逆に技の禁止をすることは、「これは危ないよ。」と示しているようなことがあるので、そういったことにはならない。ただ、先程説明したように「安全を第1に考えて基本的な技を。」ということになるので、学習指導要領の中には色々な技の説明が載っているが、その全てを指導するということにはならないと思う。だから、子ども達の技量を見て、この

技とこの技だけを指導する、という対応になるので、今色々と体落としの部分である
とか、大外刈りや小外刈りのことが取り沙汰されているが、必ず大外刈りを指導する
ということではなく、やはり「これは今の子ども達の状況からすると無理だ。」とい
うものについては、指導しないことが前提になると思う。
(佐藤守委員) 最後に、剣道・柔道を行うに当たって、剣道であれば防具とか、柔道で
あれば畳とか、そういった点検というのは各学校で済まされているのか。
(指導室長) 点検・調査が23年度にあったが、その部分で使用する用具などの整備状
況については、24年度からきちんとできるようにということで、各学校では準備を
進めている。
(山田教育長) 体育の先生で、柔道をやって体育の教師になったという方は少ない。ア
イスホッケーだとか陸上だとかそういう様々な体育に関わってきて、自分の専門以外
のことはそれなりの講習を受けて身に付けていっているのだろうと思う。全部を有段
者で揃えるとなると、他にも体育は何十時間もあるわけで、ちょっとそれは不可能だ
と思う。様々な連盟の方だとか、柔道を大学時代にやってきた人間を採用できないか
と思って教育大に関わって新採用でいないか、という話をしたが、なかなか現実には、
苫小牧には入って来ない。柔道着の問題も、色々負担の問題がどうしても関わって
くるが、上着は必要だが、下の部分についてはジャージ姿でも構わないだろうと思って
いるけれども、既に24年から正式に必修ということで、移行措置として去年から始
まっている。学校の先生方は、危険のない範囲の中での指導を行ってきて、ある程度
それなりの体制ができていたので、敢えて今、外部講師ではなく、自分達の中で実施
していける目途が立っているという回答をしていると思うが、だんだんとそれが1・
2年経ってレベルが高くなってくればどうなるかと、大会があればレベルも高くなっ
ていくから、そういうことを考えれば、外部の指導者も必要かと思う。今の段階では
とにかく、けがのないようにという対応していきたいと思う。
(指導室長) どういう指導をしているのか体育の教員から聞いてみたところ、まともに
立ち技で乱取りを何度もやるということはまず不可能ということで、例えば立ち膝で、

そこから組み手をするだとか、背中を向き合った中で寝技の取合いをするとかやるそ
うだ。また、約束練習といって、投げられる方は意識して投げられるということが基
本になるそうで、乱取りをやっている学校も、1分程度に留めているそうである。1
分の中で大きく技で投げられて頭を打つということはないような状況にしながら、安
全に配慮した、特に体育の教員はその部分が1番根っこの部分になるので、まず第
1に安全で、といった指導を進めたい。
(佐藤郁子委員) 連盟の方から、お手伝いというか中心的な指導者じゃなくて、アシス
タントとして例えば大きな学校のところは入ってくるとか、そういう計画はあるのか。
(指導室長) 今のところはない。ただ、連盟の事務局長にお願いして、今後学校として
そういう要請があるときには対応をお願いしたいといったら、退職した方で有段者の
方とかは紹介できるので、というお話はいただいている。
(佐藤郁子委員) 私は、大学の時にくじ引きで体育の柔道をしたことがあるが、10時
間以上するのだが、やはり受身ももちろんそうなのだが、先生1人で見るというのは
難しいだろうということ、受身も前方展開というか、あんなふうになってしまうのと、
襟を押さえるのもするのだが、1人だと難しいだろうと思う。けがをする心配をされ
ているが、乱取りしてけがをするまでも充分難しいところがあるので、10時間で
何をどこまで3年間で、というのが問題になってくるのだと思うが、なかなか難しか
ったように記憶している。無傷というか、骨を折るとかそういうことはないが、打撲
とか擦り傷とか、そういうのはあるんだっていうのは言っておかないと、綺麗なまま
で終わるというものではなかったように思う。いつも傷付いていたので、その説明の
仕方もされておくと、けがの心配をされている方が随分いらっしゃるが、大きなけが
はないけれども小さなけがはあります、というのは脅すわけじゃなくて説明の中に入
れておくと、少しは理解して心配もなくなると思う。
(指導室長) 大橋指導主事が中学校の体育の教員であり、指導経験があるが、乱取りの
状況がどうなのだということについては、1人では目が届かない状況があるので、一
斉にみんなで乱取りさせることはないと言っていた。例えば2組で、教員の監督のも

とで、他の子ども達は周りで見ているという場面になってしまうということであった。
けがの心配の部分については、色々新聞などで報道されているので、学校も指導室も
市教委も、特に学校の部分では、柔道をする場合にはどういった指導内容になるのか
というのが今後また説明をしていく必要があると思う。10時間程度という話でどん
な指導計画を組むのかというのは、保護者の方にも質問があったら説明しなければい
けないし、こういった指導を進めていくというのは各学校が保護者の方に丁寧に説明
する必要があると思う。指導室からも学校に指導して参りたいと思う。
(佐藤守委員) 柔道と剣道の場合、お金の学校側の掛かり方、柔道の場合は畳が学校側
にあればできるが、剣道の場合はできない。そういう面というのは、剣道を実施する
学校の予算配分は多くなるのか。
(指導室長) 剣道の面などの予算配分については、ない。学校において備品で1番整備
されているのは、柔道であれば畳、剣道であれば個人持ちにはならないので竹刀を中
心に整備している状況である。
(上原委員長) 他に質疑あるか。ないようであるので、協議事項第1号は以上で終了す
る。
6 そ の 他
(1) 教職員の人事異動に係る内申について (報告)
苦小牧市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する等の規則第
4条第1項の規定により同年4月1日付の学校教職員の人事異動に係る内申を教育長
が平成24年3月21日に臨時代行したということ、同条第2項の規定により教育
長が報告した。

